

肉用牛肥育経営安定交付金制度（交付金牛マルキン）の
交付金単価について【令和3年7月・8月・9月期】

令和3年11月16日

関係各位

公益社団法人 香川県畜産協会

令和3年7月・8月・9月期に販売された交付対象牛に適用する交付金単価（確定値）
について、下記のとおり公表します。

なお、令和3年7月・8月期に販売された交付対象牛に適用する精算払の額については、
下記により、算出された交付金の額と概算払の額との差額になります。

記

1. 肉用牛1頭当りの交付金単価確定値（令和3年7・8・9月期） 単価：円

区分	販売月	肉専用種※3	交雑種	乳用種
香 川 県	令和3年 7月確定値 (概算払)	— (—)	40,140.9 (36,498.9)	33,510.6 (29,957.7)
	8月確定値 (概算払)	— (—)	61,515.0 (60,016.8)	29,024.1 (27,918.3)
	9月確定値	—	20,589.3	35,327.7

※1 交付金単価について、肉専用種は7月・8月は、地域単価（販売価格：四国ブロック）9月
は、県単価（県販売価格が高いため）、交雑種・乳用種は、全国単価を適用

※2 令和3年7・8月に販売された交付対象牛に適用する精算払の額については、上記により算
出された交付金の額と概算払の額との差額になります。

※3 肉専用種について、生産者積立金が払底していたため、令和2年3月までに負担金を納付済み
の牛も含めて国費分（交付金単価の4分の3相当額）の交付となる。

※4 交雑種・乳用種の納付猶予牛については、国費分（交付金単価の4分の3相当額）の交付と
する。